4　株式会社日本政策金融公庫は、前２項に基づく弁済完了後に残存すべき協定債権につき、第２項に基づく弁済時において、その債務を免除する。

5　第１項及び第２項の弁済ののち、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、株式会社日本政策金融公庫に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、第２項に基づく弁済との合計金額が弁済上限額に満つるまで弁済する。この場合において、株式会社日本政策金融公庫が前項により行った残債務の免除は、本項に基づき弁済された金額の限度において効力を失うものとする。

6　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

小規模個人再生による再生債権の特別異議申述期間

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告